

資料11

○宇和島市学習交流センター条例施行規則

令和 4 年 9 月 30 日

教委規則第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宇和島市学習交流センター条例（平成30年条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（駐車券）

第 2 条 条例別表に定める 1 回当たりの使用時間が24時間以下の場合の駐車場の使用に係る駐車券を次のとおり定める。

区分		駐車場使用料
1 日 駐 車 券	単 券	1,500円
	回数券（6 枚 1 組）	7,500円

（駐車場使用料の免除）

第 3 条 条例第 6 条第 2 号の規定により駐車場使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

使用施設名	免除することができる場合
宇和島市生涯学習センター	初めの30分を超えた 2 時間まで
宇和島市立中央図書館	初めの30分を超えた 2 時間まで
宇和島市子育て世代活動支援センター	初めの30分を超えた実利用時間 (最大 4 時間)

（委任）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。